

<対応の方向性>

今後の行政としての対応

<具体的措置>

- 契約終了後あるいは廃業時の臍帯血の取扱い等について、契約当事者本人が把握できる仕組みを設ける。
- 公衆衛生上の観点から、プライベートバンクの業務内容を把握する仕組みを設ける。
- 契約者の意思に基づかない利用がなされないようにする。
- 必要な情報が契約者（依頼者）や患者に提供され、適切な選択が促されるようにする。
- 継続的に検証し、更なる対策を検討する場を設ける。

- 通知により、プライベートバンクに対して、**業務内容等に関する届出**を求め、**HP上で開示**する。 **対応済み（9月12日通知、10月30日HP掲載）**
- 通知により、**望ましい契約書（ひな型）**を提示する。契約終了後・廃業時は、①本人へ返還、②廃棄を原則とする。 **対応済み（9月29日通知）**
- プライベートバンクを経由して、本人以外の臍帯血を用いた再生医療等提供計画の届出がなされた場合には、引き続き、再生医療法に基づき**臍帯血の安全性・有効性及び入手元の確認**について、厳正に審査する。その際、上記の**プライベートバンクからの届出内容や契約書も活用**する。  
**対応済み（11月1日事務連絡）**
- 産科医療機関を通じて、契約者に対し、**公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知**を行う。**プライベートバンクに対し、契約者への適切な情報提供を求める。** **対応済み（9月12日通知）**
- **再生医療等に関する情報の適切な提供方法**について、有識者の意見を踏まえ、再生医療等評価部会で審議し、公表方法を決定する。  
**対応済み（10月4日部会審議、11月末に公表再開予定）**
- 関係部会・委員会に報告の上、**再生医療・造血幹細胞移植合同委員会で、今回新たに設ける届出等の仕組みについて、その実効性が担保されているか継続的に検証し、更なる対策を検討する。** **本日、第1回会議開催**

